

○本山町狩猟免許等取得補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、近年増加している鳥獣による農林水産物への被害対策として、有害鳥獣を捕獲するために必要な狩猟免許等の取得に要する経費に対し、予算の範囲内において本山町狩猟免許等取得補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付については本山町補助金交付規則(昭和54年規則第2号)第22条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付の対象者)

第2条 補助金の交付の対象者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 当該年度において新たに狩猟免許または鉄砲所持許可を取得した者(更新は除く)。
- (2) 免許取得後は高知県猟友会嶺北地区猟友会(以下「嶺北猟友会」という。)に入会し、町内の有害鳥獣捕獲に従事することができる者
(ただし、第一種銃猟においては、第一種銃猟免許及び鉄砲所持許可を取得後とする。)
- (3) 町内に住所を有し、納期限の到来した町税を完納している者

(補助対象の狩猟免許の種類)

第3条 補助金の対象の狩猟免許の種類は、第一種銃猟免許・第二種銃猟免許及びわな猟免許とする。

(補助対象経費及び額)

第4条 補助金の対象経費及び額は、別紙1に掲げるものとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、狩猟免許等取得補助金交付申請書(様式第1号)に次の書類を添えて、3月における第2週の平日の末日までに町長に提出しなければならない。

- (1) 取得した狩猟免許状等の写し
- (2) 前4条に定める経費に要した領収書等の写し
- (3) 嶺北猟友会の会員であり、かつ、有害鳥獣捕獲メンバーとして有害鳥獣の捕獲活動を行う者であることの証明書(様式第2号)
(第一、第二種銃猟においては、第一または第二種銃猟免許及び鉄砲所持許可を取得後、提出とする。)

(補助金の交付決定)

第6条 町長は、前条に規定する交付申請書を受理したときは、当該申請に係る書類等について審査し、適当と認めるときは、補助金の交付決定を行い、その旨を狩猟免許等取得補助金交付決定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第7条 前条の決定を受けた申請者は、狩猟免許等取得補助金請求書(様式第4号)を町長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第8条 町長は、前条の規定に基づき補助金の請求があったときは、速やかに交付する。

(補助金の返還)

第9条 申請者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、町長は補助金の全部又は一部の返還を請求することができる。

- (1) 虚偽の申請等、不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) この要綱に定める事項に違反したとき。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

様式第1号(第5条関係)

狩猟免許等取得補助金交付申請書

[別紙参照]

様式第2号(第5条関係)

証明書

[別紙参照]

様式第3号(第6条関係)

狩猟免許等取得補助金交付決定通知書

[別紙参照]

様式第4号(第7条関係)

狩猟免許等取得補助金請求書

[別紙参照]